

3. 生徒の派遣に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、高等学校教育の一環として、教育的諸行事への生徒派遣に関し、必要な事項を定める。

(派遣の決定)

第2条 派遣は、高体連、高文連、高野連、その他本校が加盟する諸連盟または教育的諸機関から推薦があり、教育上必要であると認められる場合に、職員会議を経て、学校長が決定する。派遣を行う際には、原則として派遣2週間前までに代表者が派遣者名簿を作成し、名簿に記載されている生徒の担任に第3条の各項目について確認を行った後、教頭に名簿を提出し、派遣生徒の報告を行う。

(代表の失格)

第3条 次の各項のいずれかに該当する者は、対外行事への出場資格を失う。

- 1 懲戒処分中の者は対外行事の出場資格を失う。
- 2 学業成績及び勤怠状況について、次の各号のいずれかに該当する者については対外行事の出場資格を失う。

(1) 学業成績について

ア 各学期の成績に評定3.5点未満の科目のある者については当該学期の成績判定会議後の最初の対外行事への出場資格を失う。学年度末の判定会議において成績の評定が「1」となった場合は成績判定会議直後の対外行事への出場資格を失う。また、3月の追認審査においても単位を取得出来なかった者については追認審査直後、もしくは次年度の最初の対外行事への出場資格を失う。単位保留懸念及び単位保留科目の数は問わない。

(2) 勤怠状況について(必修講座を含む)

- ア 前学期又は当該学期の派遣時までの無届欠席が4日以上のある者。
- イ 前学期又は当該学期の派遣時までの無届欠課が5回以上の者。
- ウ 前学期又は当該学期の派遣時までの0校時の遅刻及び無届欠課が8回以上の者。

なお、上記2号(「勤怠状況について」)に抵触し派遣の資格を失った場合、次回からの派遣については対象となった遅刻、欠課、欠席等の回数は0回として扱う。

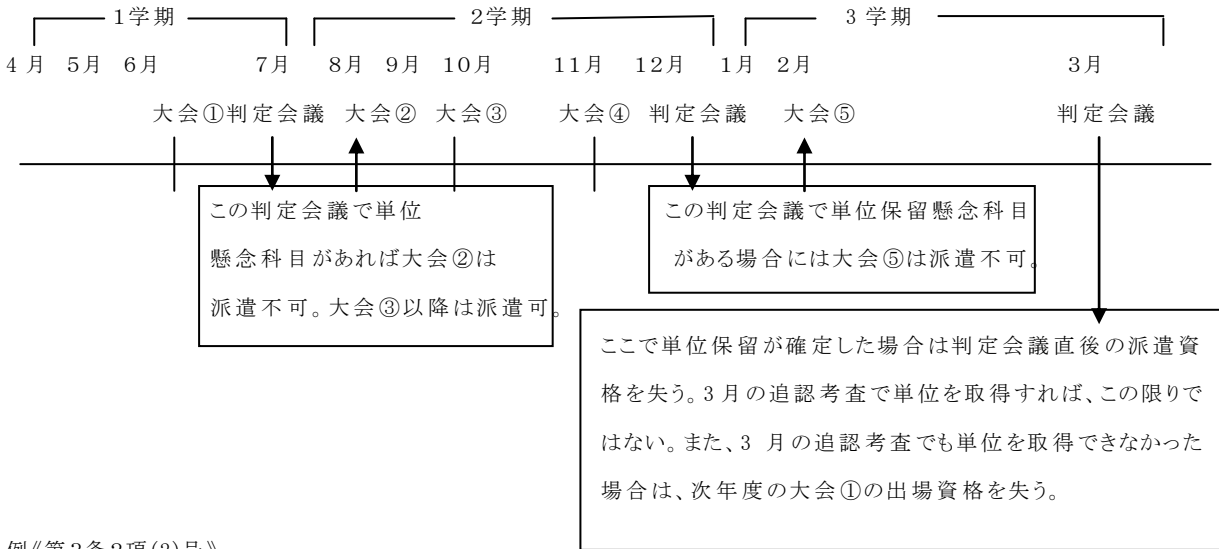
また、上記(1)、(2)号に同時に抵触した場合には、直後の対外行事への派遣のみの資格を失う。その後、状況が改善していればそれ以降の派遣については不問とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は出場資格を失う。

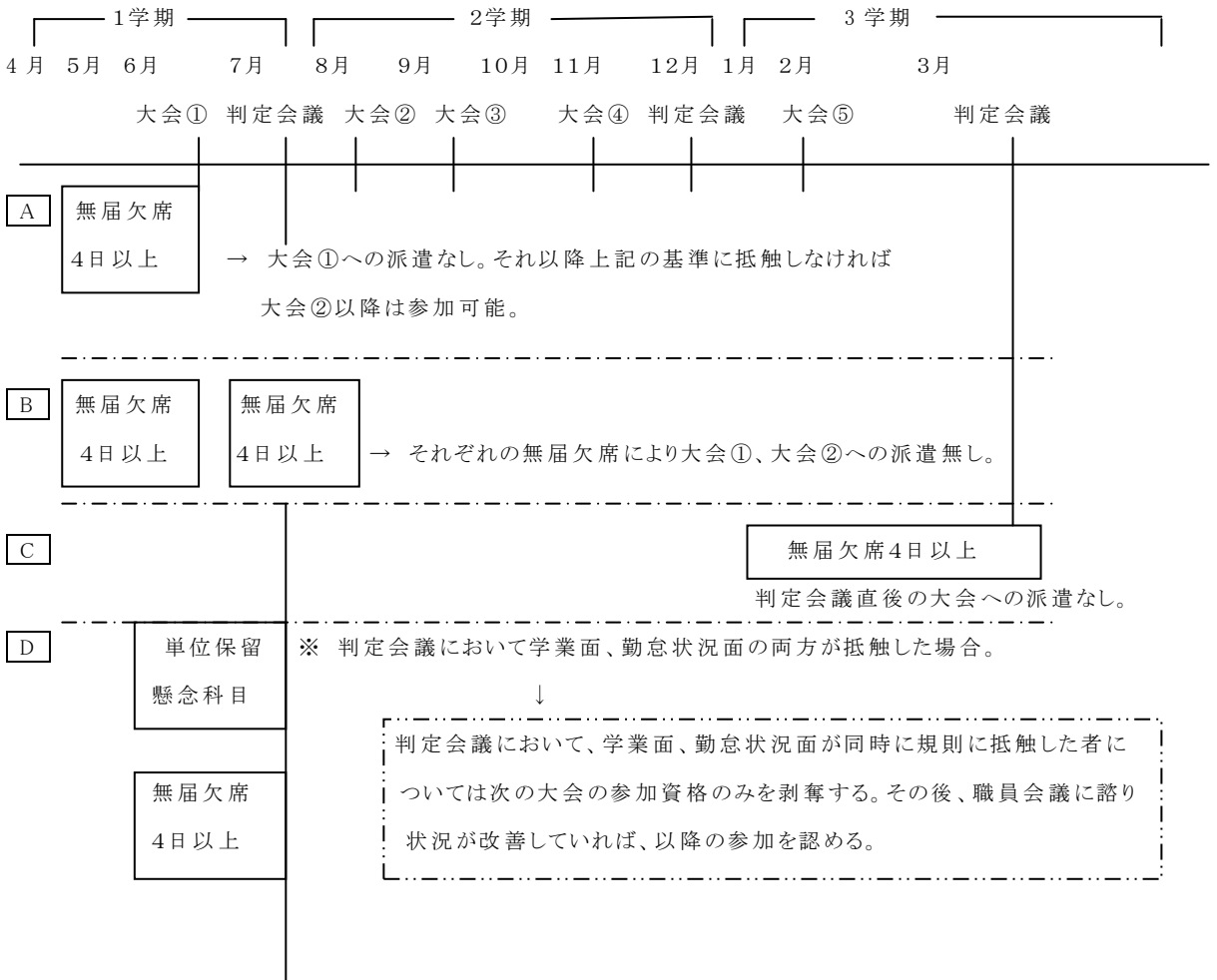
- (1) 継続して活動していない者。
- (2) 健康状態が派遣するにふさわしくない者。
- (3) その他、職員会議において派遣するにふさわしくないと認められる者。

生徒の派遣に関する規程

例《第3条2項(1)号》



例《第3条2項(2)号》



生徒の派遣に関する規程

(県外派遣日数)

第4条 派遣に要する日数は、往復の日数と競技会等への参加日数とする。ただし練習日1日を取ることが出来る。

(県外派遣人数)

第5条 派遣人数は、体育会系大会の場合は、登録人数内で予算に支障をきたさない数とし、文化系大会の場合は大会出場最小限の人数を原則とする。

(県外経費の算定基礎)

第6条 派遣に要する経費の算定は次のとおりとする。

- (1) 航空運賃は、原則としてスカイメイトの料金とする。
- (2) 交通費は実費とし、できるだけバス・電車等を利用する。
- (3) 宿泊料金は、指定のある場合には指定料金とし、その他は相当額とする。
- (4) 昼食代は一食1000円以内とする。
- (5) 雑費は生徒一人500円以内とする。
- (6) 用具類、ユニフォーム等は競技会等への出場最小限必要な範囲とする。(県内離島で行われる大会は除くものとする)
- (7) 通信費は、団体の場合は2000円、その他は1000円とする。
- (8) 参加料は定額とする。
- (9) 予備費は、一人一泊の宿泊費と一食分の昼食費を加えた額とし、必要のない場合は返納する。

(県外諸経費の算定方法)

第7条 前条第1項から第6項までによって算定された総額の2割は派遣される生徒が負担する。

2 補助金がある場合は、前項の総額から補助額を引いた額の2割を派遣される生徒の負担とする。

3 要保護世帯等の生徒は全額派遣費で負担する。

(県内派遣)

第8条 選手の派遣は、文科系大会の場合は大会出場最小限の人数、体育会系の場合は、登録人数及びマネージャー1名を原則とする。

2 試合出場は高体連の場合はインターハイ・新人大会およびそれに類する大会とする。

3 交通費は学校よりのバス賃実費とする。

4 総合開会式の交通費は、バス賃実費とする。

5 宿泊を伴う大会への参加においては県外派遣に準ずる。

(経費の支給方法)

第9条 生徒派遣に要する経費は「選手派遣費」より支出される。

第10条 生徒派遣費の経費、日程等の調整は教頭とし、この規程で定められた基準外のことは運営委員会で処理する。

生徒の派遣に関する規程

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年度においては、移行措置として2・3年生は前年度までの勤怠状況及び学業成績については不問。新学年度1学期以降の勤怠状況及び学業成績について内規通りに適用していくこととする。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。